

第 33 回長野県中山間地域農業直接支払事業懇談会次第

日時：令和 5 年 7 月 31 日（月）
午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分
長野県庁 8 階 審問あっせん室
長野市芋井地区 平生産管理組合

1. あいさつ

○荒井課長

改めまして、農村振興課長の荒井でございます。

本日は、皆さま大変お忙しい中、当懇談会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、日ごろから、長野県の農業、農村の振興に格別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、中山間地域農業直接支払事業につきましては、農業生産条件が不利な中山間地域において、農業生産活動などを将来にわたって継続していただくために、平成 12 年度に始まった制度で、20 年以上の歴史があります。中山間地域で農業生産活動が継続されるという意義は、単に農産物の生産にとどまらず、美しい景観の維持や、水源のかん養、洪水や土砂崩れ防止など国土を保全することにつながるもので、極めて重要な意味合いを持っております。県内では、令和 4 年度時点で 69 市町村の 1,000 以上の集落で中山間直払事業に取り組まれており、集落ごとに取り決めた協定に基づいて、2 万人以上の方が参加し、耕作放棄地の発生防止や農業生産活動などが進められているところです。

このように本制度は、中山間地域農業の維持発展に大きな役割を担っているところですが、本日、ご参集いただきました皆様方におかれましては、中立的な第三者のお立場で、本制度の実施状況等について点検・評価等をお願いしますとともに、今後のより効果的な事業実施や、中山間地域のさらなる発展に向けて、幅広い見地からご助言をいただければと思っております。

また、本制度は 5 年ごとに制度が見直されており、本年は、第 5 期対策の 4 年目となっております。昨年度 2 月に皆様方から御意見、御協力賜りました中間年評価では、様々な課題がある中で本制度に取り組む集落の約 94%が次期対策でも続けていきたいという回答をいただいております。今後県といたしましても現在取り組んでいただいている集落には引き続き継続していただき、新たな集落の参画の推進を行っていききたいと考えております。

本日は、長野市芋井地区平生産管理組合を御視察等いただく予定となっております。

限られた時間ではございますけれども、改めて幅広いご意見賜りますようお願い申し上げます。開催にあたってのご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしく申し上げます。

2. 新会員紹介

○宮下係長

続きまして、御出席の皆様の御紹介をいたします。

まず、当県の会員の皆様を御紹介いたします。

座長の松本大学総合経営学部准教授 中澤 朋代 会員です。

長野県農村文化協会事務局長 相澤 啓一 会員です。

信州大学農学部准教授 内川 義行 会員です。

農業を営まれております 羽生 綾子 会員です。

また、本日会員の日本政策金融公庫長野支店長 野村 直行 会員及び長野県消費者の会連絡会副会長 飯島 信子 会員についてはご都合により欠席となっております。

続きまして、簡単に本日の日程をお伝えします。まず、午後4時頃まで議事を進めさせていただきます。その後、会員の皆様には県公用車にご乗車いただき、平生産管理組合まで移動となります。到着後現地視察を進め、午後5時15分終了を予定しております。

それでは、議事に先立ちまして、まず初めに資料の確認をいたします。

本日の資料は次第・懇談会会員名簿・懇談会開催要綱

資料1「令和5年度 中山間地域等直接支払制度 パンフレット」

資料2「中山間地域農業直接支払事業 知事特認地域及び特認基準」

資料3「令和4年度中山間地域農業直接支払事業の実行状況の点検について」

資料4「棚田地域振興活動加算に関する目標設定」

資料5「長野県中間年評価書について」です。

なお、本日の資料と議事録については県のホームページで公開することといたしております。ご承知いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、中澤座長、議事の進行をお願いいたします。

3. 議事

(1) 中山間地域農業直接支払事業について

○中澤座長

議事の時間をお預かりいたします中澤でございます。

短い時間での開催となりますが、短い時間でも深い議論ができればと思っております。御協力の程よろしくお願いいたします。

それでは、最初に(1)中山間地域農業直接支払事業について事務局から説明をお願いします。

○事務局

中山間地域等直接支払制度事業の概要について簡単に、資料1農林水産省のパンフレット 令和5年度版でご説明いたします。

2ページ目をご覧ください。中山間地域等直接支払制度とは、農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための協定を締結し、それに従って農業生産活動等を行う場合、面積に応じて一定額を交付する仕組みです。

制度の対象となる地域及び農用地 については記載のとおりですが、(1)対象地域の②として、知事特認基準がありまして、①以外の地域を県で定め、対象地域とすることができます。現在の基準は資料2のとおりです。この基準は期ごとに見直し、懇談会でご意見をいただいたうえで改正をしたものです。

その他、対象者等は割愛いたします。

つづきまして4ページ目をご覧ください。本事業は、活動内容によって交付される交付額が変わるほか、交付額が加算されるような形となっています。活動は大きく3つに分けられます。

1つめに①の農業生産活動や多面的機能を増進する活動を行う「基礎活動」

2つめに②の、体制整備のための前向きな活動を行う「体制整備活動」

3つめに、8ページ目～10ページ目に記載がございますが、基礎活動・体制整備活動を行った上で取り組める「加算活動」です。

この3つの活動の中身について簡単にご説明します。4ページに戻っていただき、まず、①「基礎活動」で、こちらは全ての集落が、最低限行う必須の活動です。基礎活動のみを実施する集落には、交付単価の8割が交付されます。交付単価は3ページ目3. 交付単価に記載されております。

次にもう少しステップアップした活動もできるという集落は、②の体制整備活動を行います。これは、第5期対策から集落戦略の作成に一本化されました。よって集落戦略の作成に取り組む集落には交付単価の10割が交付されております。

集落戦略の作成について詳しくは、5ページ目をご覧ください。中山間地域において農業や集落の維持を図っていくために、集落の将来像、課題、対策について話し合い集落戦略を作成します。一番下にも記載があるとおり、令和5年度より、集落協定が「地域計画」を策定するための協議の場に参加し、全ての協定対象農用地を含む「地域計画」を定めた場合、「集落戦略」を作成したとして取り扱うことになっております。

6ページ、7ページ目は、集落戦略の記載例が掲載されており、各項目とも「○」を記入する形式で、事務負担の軽減が図られております。

そして体制整備活動から更にステップアップが図れるという集落は、加算活動に取り組みます。それらについては、8ページ目から10ページ目に記載があります。

5つの加算措置がありまして、①の棚田地域活動加算は、第5期対策からの新設となったほか、令和4年度から超急傾斜地の単価が加わり、田1/10以上、畑20度以上の傾斜を満たす対象の農用地は10aあたり14,000円の単価が交付されています。

また、その下の②の超急傾斜農地保全管理加算は、超急傾斜農地の保全等の取組を行う場合、田1/10以上、畑20度以上の傾斜を満たす対象の農用地は10aあたり6,000円の単価が交付されます。本日現地視察をさせていただき長野市芋井地区平生産管理組合も行っている活動です。

続いてページが飛びまして、14ページ目をお開きください。最後に、集落が交付金をもらうための活動の流れについてご説明いたします。

左側の協定の作成と活動の実施をご覧ください。

まず初めに①協定の作成ですが、集落は、活動内容や交付金の使用方法等を定めた協定書を作成し、②市町村に提出します。市町村が中身をチェックし、認定を行います。

次に③で、協定書に記載した活動を実施します。④で市町村が、協定書に定めた取組が実施されているかをチェックします。以上が、一連の流れとなります。

次に右側の交付金交付の流れをご覧ください。交付金は、記載のとおり負担割合となっております、国、県、市町村と流れていき、集落へと交付されます。

また、集落協定では、協定参加者個人への配分と集落共同で活動を行うための共同取組活動分に分けて交付金を使用しております。配分や交付金の使途は地域の実情に応じ、協定参加者の合意により決定されます。

以上が中山間地域農業直接支払事業制度の概要となります。

○中澤座長

ありがとうございます。

続いて、(2)令和4年度中山間地域農業直接支払事業実行状況の点検について事務局からご説明をいただき、その後意見交換をさせていただきたいと思っております。それではよろしく願いいたします。

(2) 令和4年度中山間地域農業直接支払事業実行状況の点検について

○事務局

このあとの意見交換に時間を多くとりたく思いますので、私からごく簡単に、令和4年度の交付金の交付状況や、集落の取組状況について、資料3と資料4で説明いたします。また、参考資料として、資料5「長野県中間年評価書」についてをお付けしております。

表紙を一枚めくっていただき、目次をご覧ください。説明させていただく大項目としては、実施市町村数、協定数、協定参加者数、交付金交付面積、交付金額、集落における活動の動向でございます。そして7資料についてですが、市町村別のデータは、ただいま作成中として、作成完了しましたら、後日お送りし、共有させていただきたいと思っておりますので申し訳ありませんが、ご承知おきください。

長くなりましたが、説明に戻ります。1ページをお願いいたします。1の実施市町村数でございますが、令和3年度から引き続き、全77市町村のうち69市町村で実施しております。

2の協定数(1)でございますが、令和4年度の協定数は、合計1,019協定で前年度と比較すると1協定の増加となりました。

2ページをお願いいたします。3の協定参加者数ですが、(1)の集落協定参加者数につきまして、令和4年度は、各区分記載のとおりです。前年度と比べると約60名の増加となりました。(2)の個別協定の状況につきましては、前年度と変わらず合計10となっております。

次に4の(1)の交付金交付面積でございますが、令和4年度は9,220haで、前年度と比較しますと、44haの増加となりました。カバー率は市町村が交付金の対象となる農用地として捉えている対象農用地面積のうち、実際に直払に取り組んでいる面積ですが、若干の増加となりました。

次に(2)の加算活動別の交付金交付面積をご覧ください。これは、5つの加算活動に取り組む協定数、面積を表しておりますが、トータルで見ると加算活動に取り組む集落が7協定、面積にして160ha増加しています。5つの加算活動のうち、一番上の棚田地域振興活動加算に関する各集落の目標設定についてを、別添の資料4でまとめております。本加算に取り組む集落の令和3年度からの増加部分は、資料4の3ページの下の方の部分になります。表の一番右の欄にあります、設定した目標の達成状況につきましては、全ての集落で達成済み、または達成の見込みありとなっております。

3ページをお願いいたします。(3)の地目別の交付金交付面積をご覧ください。協定数の増加等に伴い交付面積は44ha増加しました。全体に占める田の交付面積の割合は、例年と変わらず、9割以上を占めております。(4)は先程のカバー率を地目ごとに見たものです。

続きまして、5の交付金額をご覧ください。

令和4年度は、1,019協定に対し、16億9千966万2千円が交付されております。協定面積や加算に取り組む協定が増加しておりますので、前年度と比較しますと、2,084万円の増となっております。

4ページ、協定活動の動向をお願いいたします。6の(1)の集落協定の概要ですが、こちらは1集落協定当たりの各種平均値を算出したもので、記載のとおりです。

次に(2)の集落戦略の作成を御覧ください。10割単価が交付される要件である「集落戦略の作成」に取り組んでいる集落は1,009集落のうち718集落です。前年度より4集落増加しました。

次に(3)の面積別集落協定数を御覧ください。こちらは、各集落の協定締結面積を規模別に集計し、まとめたものでございまして、

5ページをお願いいたします。(4)は、活動別・規模別の集落協定数でございます。

続きまして(5)は、集落協定の活動内容でございます。ア(ア)、6ページ目の(イ)、(ウ)は集落が最低限実施しなければならない基礎活動として、行っている活動内容です。基礎活動として取り組んでいる事項は、数値上、令和4年度も例年と同じような取組が行われている形ですが、(ア)耕作放棄の防止等の活動で、限界的農地の林地化が35の協定で行われています。農地に復旧することが困難で、次善の策として取られた方法かと思われます。

次に、「集落マスタープランにおける目指すべき将来像」についてご覧ください。プランには、大きく4つの取組がございまして、グラフの縦軸にその種類を記載しております。内容を見ますと、「将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築」を選択した集落が最も多く、これは、集落内のメンバーの誰かが農業生産活動を実施できなくなった場合に、集落のその他のメンバーで支えていくといった内容でございます。ここまでが、集落が最低限実施しなければならない基礎活動です。

7ページをお願いいたします。ウからは、集落営農を継続するための体制強化を図る取り組みである「体制整備活動」の実施状況です。1,009協定のうち、718協定で実施しております。

まず、(ア)の、集落戦略の作成状況①を御覧ください。令和4年度の状況では、全体の約半分、329協定が市町村へ提出済みです。

もう少し詳しい作成状況は(イ)のとおりです。

次の(ウ)から(カ)までは集落戦略の項目ですので、令和4年度までに市町村へ集落協定を提出済みの集落の回答を集計したものになりますが、協定参加者の皆様が感じられている課題や今後の方向性を表しています。

9ページをお願いいたします。こちらは、交付金の使途について分析しております。「ア」の表は、集落における交付金の配分割合をまとめたものでございます。共同取組活動に充てられた額は、51%で、共同取組活動への配分割合がわずかに増えているという状況です。

「イ」は、共同取組活動への配分割合別の集落協定数でございます。

「ウ」は、共同取組活動の使途を整理したものでございます。農作業用機械等を購入するために年度を跨いで積み立てる「積立等」が一番多く、全体の37%となっており、続いて多いのが農道・水路の管理費となっております。

10ページ、11ページをお願いいたします。

これは、第1期対策からの実施市町村数や協定数、交付面積、交付金額等を時系列でまとめた表です。それぞれ第1期対策の最終年度である平成16年度がピークとなっており、対策期間の切り替え時期は、次期対策期間の活動期間5年間の取組みの見通しが立たずに取組を断念し、大きく減少する傾向にあります。

令和4年度の実行状況の概要につきましては、以上でございます。

○中澤座長

ありがとうございました。

それでは、会員の皆さまから内容についてご質問、ご意見等をいただきたいと思えます。

様々な側面からご質問、ご意見いただければと思えます。それではいかがでしょうか。

○中澤座長

それでは私からひとつ伺ってよろしいでしょうか。

資料3の9ページ「交付金の使途」のウについて、例年積立が多くなっているというのは、本事業に取り組んでいる方の中に、来年どうなるかわからないですとか、機械の購入等について長期ビジョンをもっている方もいらっしゃると思いますが、この積立金がどのように使われているのか、言い換えれば積立金が長期間使われていない状態になっていないか、何かわかるデータのようなのはありますでしょうか。

○事務局

データとして取りまとめてはませんが、よく聞く使途としては機械をローンで購入し、毎年の支払いのために積立てをしているところがあります。

○中澤座長

お金は道具でありますので、積立金が目的等なく長期間使われず停滞していることのないようにお願いいたします。

そのほか、ご意見いかがでしょうか。

○内川会員

今のご意見に関してですが、積立目的みたいなものが明示されているとか、意思表示されているということはとても大切なことだと思います。例えば、高齢化が進み作業等がやりにくい状況になっている中で、一つの解決策として機械化というものがあります。ただ、機械を運用するため、畔が非常に不整形であればそれを整備する等の環境整備をしなければいけない。その環境整備のために積立金を使用するというように、機械の購入と環境整備がセットになっていないと今後の高齢化という課題に対応できないと思います。そのような戦略が集落の事業計画に示されておりかつ、積立金の目的と計画が結びついていれば非常にわかりやすいと考えています。

○中澤座長

集落の事業計画や積立金の目的等を確認する機会はあるのでしょうか。

○事務局

実施状況の点検時や抽出検査時等で、協定書等の確認を行う際に確認は可能です。

○内川会員

もう一つ心配になった点が、資料3の4ページの6(2)「集落戦略の作成」について、集落戦略を作成した集落の割合が約7割あるというのは一つの評価ではありますが、一方で3割くらいは作成がうまくいっていないのか、そもそも作らないとしているのかが気になるところです。

○事務局

集落戦略を作成完了している集落数の令和3年度から令和4年度までの伸びが少ないというところに何かネックになっている課題があるのではないかとということでしょうか。

○内川会員

そうですね。それがわかると、本当は集落戦略を作成したいが、何かネックになっている課題があってできないというような集落を、本制度の仕組みの中で適切に支援することが重要だと思います。現状は、集落戦略の未作成の要因が混在してしまっていてわかりにくい状況なので、ここをよりクリアにすることができればいいと思います。

○中澤座長

混在とおっしゃったのは、具体的にどういうことでしょうか。

○内川会員

そもそも集落戦略の作成をしないとしているところや、戦略を作成したいけれどもどうしてよいかわからず作成できないというようなところ、集落戦略作成上の課題はわかっているが、課題の解決方法がわからず作成できないところ等、様々な未作成要因が混在してしまっている状況ということですね。これらの要因を集落と診断される必要があると思います。それがないと、適切なサポートが難しいと思いますし、一律に診断するというわけにはいかないと思うので、それぞれの集落の状況をしっかり明示するというよ

うな更に一步手順があるといいのではないのでしょうか。

○中澤座長

前回の会議でもそうだったのですが、量的なデータはこの資料で読み取れる一方で、質的なデータというのが非常に見えにくいというのが現状かなと思っています。質的なデータの要素はおそらく市町村職員の皆さまが肌感覚でお持ちだと思うんですが、それを報告していただく仕組みというのは現時点でないほか、そもそもその仕組みをつくるとしても市町村職員に大きな負担がかかると思われますし、それを全国の市町村で一律に行うにはかなり時間もかかると思います。

ただ、この質的な情報が非常に重要というご指摘ですよ。

○内川会員

そうですね。お聞きする市町村の中には、担当職員がおひとりだけでなかなか集落の声を聞くことができないというなかで、第6期に向けた提言として例えば、各集落の質的な情報を集める仕組みづくりが整備できれば、集落に対して適切なサポートができると考えています。

○中澤座長

仕組みというのは、例えば集落戦略は地域で作るものですが、チェックシートのようなものとかで行政側が把握している情報等を報告するというようなイメージでしょうか。

○内川会員

そうですね。また、各集落協定側から市町村担当者側へ自己診断的に報告してもらおうという方法も一つあると思うんですね。ただ一方で、自己診断そのものが難しいという集落もあると思うんです。一番心配しているのは、本制度を活用する目的とか、それに対応する活動は集落の皆様が決めていると思うんですが、それと本当にやるべき内容がずれているということです。そこの判断をするというのが非常に難しいことになってしまっているのが現状だとするならば、そこをサポートするというのが必要だと思います。

そして、そのサポートが市町村担当者でできるものと、市町村担当者では難しくなっているものもあると思っています。

○中澤座長

集落と行政で、現在抱えている課題の解決方法や戦略の方向性、実際にやる作業が本制度を活用する目的に合っているかどうか、外部からの意見もいただきながら活動を進めていくということですよ。

○内川会員

そうですね。すごく具体的に言うと、資料3の9ページ(6)交付金の使途として共同作業の「農道・水路の管理費」が非常に多いんですけども、例えば農道がとても不整形で作業がしにくいので、大勢の人が草刈りに出て作業をしているという集落の状況がわかれば、先程もお話した積立等で農道を整備し、機械を使用すれば何人分もの労力が削減できるという提案ができる。ところが、集落の状況がわからなければ、適切な提案もできず、最終的には集落協定を廃止してしまうというのもありうるケースのひとつだと思います。そして、同じようなことがいろんな場面で起きている可能性をしっかりと見ることができるような仕組みが、今この時期に必要ななってきていると思います。

○中澤座長

現状をどのように次に持っていくかという将来的な視点になってきているかと思っていますけれども、ほかの会員の皆様はいかがでしょうか。

○羽生会員

年度末の中間年評価で集落の方から、事務作業も含めてもっと行政にサポートしてほしいという意見があったと思います。集落協定が将来のビジョンを描くに当たっては、自分たちのアイデアだけではやはり難しいと思うので、いろいろなところから様々な意見が欲しいんじゃないかと思います。これからは今までと違い、顔を合わせて話す機会が増えますので、県から市町村へ集落懇談会のようなサポートの機会を設けるよう声掛けをしてほしいと思っています。

○相澤会員

年度末に中間年評価を作成いただいて、「地域を俯瞰できる人材」の育成が喫緊の課題になってきている。その中で、地域運営組織において小谷村や栄村がいろいろなキーパーソンを育成してきている。そのような情報をいかに市町村や集落へ提供できるかが重要であると思います。というのも、人材自体はいるものの、情報やサポートがなく動くに動けなくなっているのが現状だと思いますので、いかに県がそのような人材に対して情報提供やサポートできるかが重要だと考えています。

○中澤座長

今相澤会員がご指摘された小谷村の件ですが、当該地域には公益財団法人「日本アウトワード・バウンドスクール」という青年教育の施設が長野県に作られていて、創立30年になります。ちょうど初期の卒業生5組が移住なさっていて、現在村のいろいろなことを取りまとめる地域づくりの重要なメンバーになっています。一方で、移住してきた方々が既存の農政の仕組みに入りづらく情報等が入ってこないという状況もありまして、更に、それをサポートする窓口がうまくつながっていない地域というものもあるのではないかと思います。

また、集落協定のような代々続いているコミュニティにおいて意思決定をし、本制度を進めていくという中で、移住者がそのコミュニティになかなか入りにくい現状もあるかと思います。

ただ、今後は代々続いているコミュニティ内だけで本制度を進めるのではなく、できるプレイヤーの人たちにバトンを渡せる仕組みも本制度に求められている気がします。

○内川会員

今おっしゃったように、集落内部の人たちの高齢化が進んでいて、外部の人たちに頼らざるを得ないところもあれば、まだまだ地域に人材はいて参加できる人もいらっしゃる場所、あるいは直接農林業に係る人たちは高齢化が進んでいるものの、非農家の方々は若い方がたくさんいらっしゃる場所があるというように、集落協定の状況はとても多様です。そのため、協定地域をきちんとレベル分けする必要があると私は思っています。レベル分けをして、このレベルの集落にはこのサポート、このレベルの集落にはまた別のサポートというように、一種のグループ分けを明確にしていれば良い一方で、それをせずすべての集落へ一律に同じサポート等をしてしまっているのは、問題だと思うんです。

そのグループ分けをするためには、先程も申し上げましたが集落に対して何らかの診断みたいなものが必要になってきて、診断をもとにグループを分けることができれば、適切なサポートがしやすくなると思います。グループ分けができれば、例えばソフトの面でいうと、内部に人材がいるのに外部の人を呼んでしまうというようなミスがなくなり、適切なサポートが受けられると考えています。

もうひとつ忘れられがちなのが、ハードの部分の環境整備というのもすごく重要だと考えています。農地整備課が所管する「多面的機能直接支払交付金」や本制度を活用できるのに、ソフト面の人的な対策にすごく力を入れる一方で、環境整備の部分はほとんど手を付けていないところもあると思います。

この、ソフトとハードの関係をしっかりと整理するというのも先程申し上げた集落の診断とともに必要だと思いますし、その整理を行うためには、集落のグループ分けが前提になってくると思います。

○中澤座長

確かに、集落の皆さまは毎日草刈りなどの作業に追われているわけですから、内川会員がおっしゃったように地域を俯瞰的に考えたり、他地域と比較をして改善策を見出したりする余裕はないと思われます。そのため、第三者的な方が地域を見てまわって、改善策等を伝導していくという仕組みが必要だと思いません。

また、国がコロナ対策等に多大の税金を使う必要がある中で、税金の使途についても今後より厳しい目で見られることも起こり得るかと思えますけども、なぜ中山間地という条件が不利な地域で食糧生産の場を維持し続けなければならないのかという大命題をはっきりしていけないと、多額の補助金を本制度に投入している説明がつかなくなると思えます。私は、食糧生産だけではなく、災害の防止ですとか、生態系の維持というように省庁横断的な機能があると思っていて、例えば、本制度を活用して棚田が整備されており、その棚田の下に災害に脆弱な集落があれば、棚田があることで本集落が災害から守られているというような、なるべく客観的なデータを揃え、見える化しておくことが非常に重要です。

このように国土を守るという食糧生産とは違う視点も付加して、本制度が必要なんだといえるよう、客観的なデータを集落の診断とともに取りまとめる必要があると思えます。現状維持のまま本制度を進めていってしまうと、集落の方々がどんどん高齢化してしまい本制度を続けられなくなってしまうほか、もしくは新しい方が入っても、その方を前提として事業運営を考えると補助金漬けになってしまうので、このようなデータの判別は今後必要だと思えます。

○羽生会員

農村に住んでいて思うのは、移住の方が最近すごく多い。もともと地域に住んでいた人はある意味一色になったが、そうでない人は千差万別でいろいろな人がいる。そのため、移住してきた等の人の意見は地域に通りにくい現状がある。移住してきた意欲ある方の意見が地域に反映されやすくなるよう、その意見を通訳する人が必要だと思っています。

また、通訳をする人によって、意見の反映されやすさも変わってくると思うんです。ハードの面ももちろんとても重要ですが、もう少し人を育てるというソフトの面も支援できればいいなと思えます。私は途中から入った人間ですが、もともとずっと農村地域を歩んできたしずっと長野県の人間なので、通訳をしているつもりなんですけど、ほんとにいろんな人がいて意見が通りにくい現状があります。そのためうまく言えないのですが、もう少し行政の人間も含めて通訳をする人の育成ができればいいなと思っています。

○相澤会員

私も平場に住んでいるのですが、平場ですら農地が荒れているところも多く、農という意識がだんだんなくなってきたような気がします。そのような中で、私としては故郷の農地を守らなきゃということと農事組合法人を作ってそのような農地を整備していますが、もう手いっぱい状況です。

また、長野県の特徴として農産物直売所の数が異常に多いほか、販売農家数が全国一位という特徴があります。それだけの特色があるのだから、人材は多くいるんですね。なので、そのような人材の方の背中を押せるようなサポートを県の方でも打ち出していきたいと思っています。

更に、先程羽生会員がおっしゃっていたように地域にはいろんな人がいます。そのため、今後の地域づくりには地域の側と行政の側双方の負担が少なくなるような対応が必要じゃないかなと思っています。

○中澤座長

ご意見ありがとうございます。

私も松本市の方に伺ったのですが、本当に守っていかなければいけない農地なのかというのを市の担当の方も悩むケースというのがあるそうです。急激な人口減少が2004年から始まっていますから、やりたくてもやれないという地域も間違いなく出てくると思います。なので、すべてを過去と同じようにやってくる

というのが無理となることを前提に考えたときに、どの優良農地を残していくのか、もしくは防災的、環境的に必要な農地はどこなのかというように、残していく農地をどう評価してどう残していくのかという視点も、厳しいようですが今後必要なのかなと思っています。

さて、時間が来ましたので一旦議事を事務局に戻したいと思います。会員の皆さま、様々なご意見等ご協力ありがとうございました。

4. 閉会

○宮下係長

以上を持ちまして、第33回長野県中山間地域農業直接支払事業懇談会を閉会いたします。ありがとうございました。